

第 9 号議案

東大和市税条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 3 年 2 月 2 2 日

提出者

東大和市長 尾崎 保夫

東大和市税条例の一部を改正する条例

東大和市税条例（昭和２６年条例第７号）の一部を次のように改正する。

付則第２３条中「平成３０年度から令和２年度まで」を「令和３年度から令和５年度まで」に改める。

附 則

- １ この条例は、令和３年４月１日から施行する。
- ２ 改正後の付則第２３条の規定は、令和３年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和２年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。